

土地改良工事積算基準の改定（お知らせ）

平成30年6月
和歌山県農業農村整備課

- 和歌山県の農業農村整備事業の積算基準は「土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）」を準用しています。
- 「土地改良工事積算基準」は毎年、改正され、その適用は新年度の4月1日からとされていますが、和歌山県ではシステム改修の都合上、7月15日からの適用となります。
- 平成30年度の「土地改良工事積算基準」には「平成30年9月30日までの入札に適用する」と「平成30年10月1日からの入札に適用する」とものがありますが、和歌山県では下記のとおり、運用することとします。
 - ◆「平成30年9月30日までの入札に適用する」もの
⇒和歌山県では平成30年7月15日以降に積算するものに適用
 - ◆「平成30年10月1日からの入札に適用する」もの
⇒和歌山県では平成31年7月15日以降に積算するものに適用